

() 組
園児名 _____

(鳥取市 保育園・認定こども園)

※この太枠内は保護者記入

保護者 様

園名 認定こども園 鳥取第五幼稚園

園長名 山下 芳江

感染症に伴う登園の許可について

児童福祉施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は、「保育所における感染症対応ガイドライン」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取県東部医師会で検討されたものです。

お子さまが一日も早く快適に生活できるよう、感染症罹患時はなるべく外出を避け、安静に過ごしてください。

登園を再開する際には、医師に下記を記載していただき園に提出してください。

出席停止期間・・・令和 年 月 日 () から医師の許可があるまで

記

〈 医 師 記 入 欄 〉

○記入	病 名	出 席 停 止 期 間
	第一種伝染病 () *新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと確認するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
	その他()	感染の恐れがないと確認するまで

出席に支障がないものと認めたので、令和 年 月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____

登園届

認定こども園鳥取第五幼稚園 園長 様

(病名) _____ と診断され、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より、
(医療機関名) _____ において治療を受けていましたが、
病状が回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(園児氏名) _____ 組

(保護者氏名) _____

登園届

認定こども園鳥取第五幼稚園 園長 様

(病名) _____ と診断され、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より、
(医療機関名) _____ において治療を受けていましたが、
病状が回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(園児氏名) _____ 組

(保護者氏名) _____